

## 放課後児童クラブ利用者負担金減免申請Q&A

No.	質問	回答	備考
1	減免申請とは何ですか？	公設の放課後児童クラブの利用者負担金は月額10,000円(通常入所の場合)と定められていますが、市民税の課税状況等によっては、減免申請をすると利用者負担金が減免となります。 なお、自動的に減免は適用されないため、減免基準に該当していても、申請をしなければ減免は適用されません。	
2	市民税の課税状況はどうしたら確認できますか？	次のいずれかの通知書によりご確認ください。 ○市民税・県民税 税額決定通知書 ⇒6月中旬に郵送されます(ただし、非課税の場合や未申告の場合は通知書は届きません)。 ○給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書 ⇒5月下旬に事業所(会社)から配布されます。	詳細は別紙の「市民税の確認方法」をご確認ください。
3	市民税・県民税税額決定通知書を失くしてしまった又は内容がよくわからない場合はどうしたらよいですか？	各種税額決定通知書を失くしてしまった方や内容が不明な場合は、市役所子育て支援課又は各支所市民サービス課窓口で、減免申請の際に、本人確認をした上で市職員により課税状況をお調べいたします。 電話やメール等で課税状況の確認はできませんので、ご了承ください。	
4	一時入所でも減免申請をすることはできますか？	一時入所でも減免申請をすることはできます。	
5	きょうだいで入所している場合、減免申請書は1枚でよいですか？	児童1人につき1枚の申請書が必要となります。同一世帯から複数の児童が入所しており、それぞれの減免申請を行いたい場合、それぞれの申請書を書いていただくことになります。	
6	減免申請の結果はいつ頃分かりますか？	減免基準に該当しているかを確認し、減免開始月の中旬から下旬に結果の通知を発送いたします。 減免を適用する場合は、決定通知書を送付し、減免を適用しない場合は、却下通知書を送付いたします。 なお、申請期限を過ぎて減免申請をした場合、翌月分の利用者負担金から減免となります。	
7	一度減免申請(決定)をすれば、退所するまで減免になりますか？	学年が上がる際や、市民税の年度切替の際に、再度減免申請が必要となります。 毎年、学年の切替時に入所の審査が行われ、入所の決定がされることに伴い、減免申請も必要となります。 また、新年度の市民税が6月に確定するため、既に4月から6月利用分までに減免を受けていた方も、7月から翌年3月利用分までの減免を受けるためには新たに減免申請が必要となります。	

No.	質問	回答	備考
8	いつ時点の保護者が減免要件の対象となりますか？ (婚姻・離婚等により保護者の異動があった場合)	<p>減免対象月の1日時点の保護者が対象となります。</p> <p>なお、保護者の状況が変更となる場合は、放課後児童クラブ申込事項変更届も速やかに提出してください。</p> <p>【非該当⇒該当(離婚等)】          申込事項変更届に基づき、いつ時点から保護者が変更となり、何月分から減免対象となるか確認します。</p> <p>【該当⇒非該当(婚姻等)】          申込事項変更届に基づき、いつ時点から保護者が変更となり、何月分から減免対象外となるか確認します。</p>	